

SNSトラブル

知人介した契約に注意

(2015年3月17日掲載原稿)

最近、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をきっかけとした消費者トラブルが増えています。SNSとは、日記やつぶやきの機能を通じて、さまざまな人と画像や文章で気軽にコミュニケーションが取れる会員制交流サイト。主なものとして、「フェイスブック」や「ツイッター」「ミクシィ」「ライン」などがあります。

次のような相談が消費生活センターに寄せられています。

1、日ごろ交際のなかった高校時代の後輩とSNSでつながった。後輩から「稼げませんか」と、メッセージが届きマルチ組織に加入。加入には高額なサプリメントやシャンプーなどを購入することが条件だった。手続きは後輩が全て行い、クレジットカード番号も後輩に教えてしまった。そもそも契約内容が理解できず、商品も要らない。クーリングオフできないか。

2、しばらく交流がなかった大学時代の先輩とSNSでつながったことをきっかけに、悩み事を相談した。その後、先輩から自己啓発セミナーを紹介され、高額な受講契約をしたが後悔している。解約には解約料が発生するが納得できない。

1、2ともスマートフォンに登録していた電話番号からつながったケース。いずれも解約できましたが、相談以降、先輩、後輩とは連絡を取っていないそうです。この他にもSNSが関係する相談として怪しいサクラサイトや投資話、リンク先のアダルトサイトからの高額請求などがあります。

スマートフォンなどの携帯端末でいつでもどこでも気軽に利用できるSNSですが、思わぬトラブルに巻き込まれることもあるので注意してください。